



## 市役所代表

☎ 23 5111

FAX 22 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

### ◆お知らせの表記

☎…問い合わせ先

☎…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。

### 国民健康保険のお知らせ

■国民健康保険限度額適用認定証の申請期限が到来します

病気やけがなどにより、毎月の医療費が高額になるかたを対象にしたもので、窓口にて提示することで医療費が自己負担限度額までの支払いとなる認定証です。新たに認定証を希望するかたは随時受け付けします。※国保税を滞納しているかたには交付できません。

必要な物 ▼国民健康保険被保険者証▼更新するかたは現在の認定証

申請期限 8月31日(月)

### ■新しい被保険証の転送について

10月1日から使用する国民健康保険被保険者証を9月中旬に送付します。特別な事情で住所地に居住していない世帯のかたは、郵便局で転送の手続きをするか、当課に転送依頼をしてください。

☎国民健康保険課 ☎ 6750

### 介護保険のお知らせ

■介護保険負担割合証を発行します

8月から一定以上の所得がある65歳以上のかたがサービスを利用したときには、利用者負担が2割になります(現行は1割)。それに伴い、要支援、要介護の認定を受けているかた全員に、負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を送付します。サービス利用時には、介護保険被保険者証と合わせてサービス提供事業所に提示してください。

■高額介護サービス費の限度額が引き上げられます

医療保険制度における現役並み所得者に相当するかたは、8月分から高額介護サービス費の自己負担限度額が月額37200円から月額44400円に引き上げられます。申請により限度額が引き下げられる可能性のあるかたに対しては申請書を送付しています。

☎高齢介護課 ☎ 6722

### 障害児福祉手当・特別障害者手当をご存じですか

#### ■障害児福祉手当

20歳未満で、政令で定める重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害児に対して支給される手当です。ただし、障害を支給事由とする年金の給付を受けている場合、または施設に入所している場合は対象となりません。

### ■特別障害者手当

20歳以上で、政令で定める重度の障害が重複するなど、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者に対して支給される手当です。ただし、施設に入所している場合、または病院などに3カ月を超えて入院している場合は対象となりません。

※いずれも所得制限があります。また手続きには診断書などの提出が必要になります。

☎福祉課 ☎ 6718

### 児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出受け付け

児童扶養手当受給資格者は現況届、特別児童扶養手当受給資格者は所得状況届の提出が必要となります。提出がない場合、手当の支給ができないことがあります。忘れずに手続きをしてください。

☎受付期間 ▼児童扶養手当 8月3日(月)～31日(月)

▼特別児童扶養手当 8月11日(火)～9月10日(木)

※対象者には封書で通知しています。必要書類を確認してください。

☎福祉課 ☎ 6716

### 野焼きは禁止、不法投棄は犯罪です

ごみの焼却は、悪臭やダイオキシン類の発生原因となるため、ごく一部を除き法律で禁止されています。

また、古い家電や粗大ごみなどの不法投棄が相次いで見つかっていきます。不法投棄は犯罪です。

※どちらも罰則があります

☎まちづくり支援課 ☎ 6726

### 「年金情報流出」を口実にした振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

日本年金機構への不正アクセスによる年金情報流出を悪用した不審電話が発生しています。次のようなことはありませんので、ご注意ください。日本年金機構や年金事務所から皆さんに対して

▼電話やメールをすることはありません。情報流出が確認されたかたには、郵送でお知らせします。

▼お金やキャッシュカードを要求することはありません。

▼ATMの操作をお願いすることはありません。

▼家族構成などの個人情報を問い合わせることはありません。

※不審な電話がかかってきたり、ご自分の情報が流出していないかご心配なかたは、専用電話窓口へご相談ください。

☎日本年金機構専用電話窓口

☎0120・818211(午前8時30分～午後9時、通話料金は掛かりません)

☎市民課 ☎ 6753